



No.39 令和 5年 2月17日
大村市立郡中学校
チーム郡 思いを力に!
文責:進路指導主事 増田弘実

県内の高校に遠距離通学する際の補助について

長崎県では、県内の公立・私立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、遠距離通学をしている生徒の通学に要する経費を補助しています。公立高校と私立高校で若干の違いがありますので、それぞれについて、お知らせします。

公立高校の場合

次のすべての要件に該当する生徒の保護者が対象です。

- 県内に居住し、長崎県公立高等学校に通学する者
- 全日制課程における普通科の生徒については、長崎県立高等学校の通学区域に関する規則第2条又は第2条の2に定められた地区に居住し、かつ、当該公立高等学校に通学する者（つまり学区内の高校に通学しているということです）
- 就学支援金の支給要件を満たす者、又は授業料が全額免除となる者のうち、下記の要件のいずれかを満たす者
 - (1) 親権者等の県市町村民税所得割額の総額が0円（非課税）である
 - (2) (1)を除く者で1ヶ月相当の定期券月額が3万円以上の者

1か月の補助額は次の通りです。

- 親権者等の県市町村民税所得割額の総額が0円（非課税）である者
 - (1ヶ月の定期券額－控除基本額)×10/10
 - ※100円未満切捨て
- 上記を除く1ヶ月相当の定期券月額が3万円以上の者
 - (1ヶ月の定期券額－控除基本額)×1/2
 - ※100円未満切捨て
 - 【控除基本額】
 - 12,000円

私立高校の場合

次のすべての要件に該当する生徒の保護者が対象です。

- 県内に居住し、長崎県内の私立高校に通学する者
- 通学距離がおおむね9km以上であること。

1か月の補助額は次の通りです。

- 親権者等の県市町村民税所得割額の総額が非課税である者。
 - ただし、生活保護（生業扶助）を受給している者は、本補助金の対象とならない。
 - (通学費月額－「知事が別に定める控除基本額」)×10/10
 - ※100円未満の端数は切り捨てる。
 - ※ただし、1か月の通学費が12,000円未満の場合は対象外とする。
- 上記以外の就学支援金の受給要件を満たす者
 - (授業料が全額免除となり、就学支援金を受給していない者も含む)

(通学費月額－「知事が別に定める控除基本額」)×1/2

※100円未満の端数は切り捨てる。

※ただし、1か月の通学費が30,000円未満の場合は対象外とする。

ここでいう通学費月額とは、定期券によるひと月分の通学費のことです。

「知事が別に定める控除基本額」とは、令和4年度は12,000円でした。

長崎県の私立高校における授業料・校納金に対する負担軽減について

高等学校等就学支援金制度は全国一律の制度ですが、それとは別に、長崎県独自の私立高校に対する授業料・校納金の負担軽減措置があります。

- 長崎県私立高等学校授業料軽減補助金（長崎県の制度）

保護者の所得に応じて、高等学校等就学支援金に上乗せして授業料負担を軽減します。

実際の判定は年収ではなく税額を基に判定します。要件は次の2つです。

- ◇生徒が県内の私立高校に通学していること
- ◇保護者が県内に住所を有していること

- 長崎県私立高等学校等奨学給付金（長崎県の制度）

上記とは別に、保護者の授業料以外の負担を軽減します。要件は次の2つです。

- ◇保護者の道府県民税及び市町村民税所得割額が0円（非課税）または生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ◇保護者が県内に住所を有していること（生徒が県外の高校に在学している場合でも対象となります）

※「年収」は目安であり、審査は別に定める判定方法に基づき行います。審査には一定期間要します。
※年収目安となっているモデル世帯：両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人（16歳以上）、中学生一人の子供がいる世帯

保護者の年収目安ごとの金額（年額）

年収目安	授業料に充てるもの		授業料以外に充てるもの	
	就学支援金	授業料軽減補助金	奨学給付金	
720万円以上 910万円未満	118,800円			
590万円以上 720万円未満	118,800円	全日制79,200円 通信制29,700円		
270万円以上 590万円未満	全日制396,000円 通信制297,000円			
270万円未満	全日制396,000円 通信制297,000円	通信制63,000円 ※通信制のみ	【全日制・定時制】 (第1子) 134,600円 (第2子以降) 152,000円	【通信制】 52,100円
	生活保護 世帯等	全日制396,000円 通信制297,000円	全日制63,600円 通信制63,000円	【全日制・定時制・通信制】 52,600円

詳細については、

公立高校は長崎県教育庁教育環境整備課 095-894-3322

私立高校は長崎県総務部学事振興課 095-895-2282

にお問い合わせください。